

第二十回 参議院内閣委員会會議録第二号

昭和二十九年十二月六日(月曜日)午後三時二十九分開会

委員の異動

本日委員井野碩哉君及び井上知治君辞任につき、その補欠として野本品吉君、輔原幸君及び八木幸吉君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 荒木正三郎君
理事 植竹 春彦君
野本 品吉君
鶴見 祐輔君

委員

大達 茂雄君
草葉 隆岡君
柳原 幸君
長島 銀藏君
西田 隆男君
内村 清次君
松本治一郎君
堂森 芳夫君
八木 幸吉君

國務大臣 木村篤太郎君
國務委員 林 修三君
法制局長 林 修三君
防衛庁長 門叶 宗雄君
官官房長 林 一夫君
防衛庁防衛局長 林 一夫君
事務局側 杉田正三郎君
常任委員 藤田 友作君
会専門員 藤田 友作君

法制局側

法制局長 奥野 健一君
説明員 防衛庁次長 増原 恵吉君

本日の会議に付した事件

○理事の補欠選任の件

○自衛隊法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(荒木正三郎君) 只今から内閣委員会を開きます。

本院規則第三十条の二によりまして理事の補欠を互選したいと存じます。念のために本委員会の理事の数は三名の割当となっており、自由党より一名、民主党より一名、緑風会より一名ということになっておりますので、只今欠員となつております緑風会及び民主党よりの理事二名についての補欠を互選願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(荒木正三郎君) 御異議ないとお認めます。互選の方法は如何いたしなすようか。

○委員長(荒木正三郎君) 委員長一任の動議を提出いたします。

○委員長(荒木正三郎君) 長島君の動議に御異議ございませんか。

○委員長(荒木正三郎君) 御異議ないとお認めます。それでは私から野本品吉君、鶴見祐輔君を理事に指名いたします。

○委員長(荒木正三郎君) 自衛隊法の一部を改正する法律案を議題に供します。本案に対する御質疑がございまして、御質疑を願います。

○内村清次君 自衛隊法の一部を改正する法律案、これはもう提案理由は済みましたわけですね、委員長。

○委員長(荒木正三郎君) さようでございませう。

○内村清次君 私はこの法案に勿論関連のございましてことについて木村長官に質問をいたしたかったのであります。今日はおとと又御出席になりましようね。

○説明員(増原恵吉君) 出席いたします。

○内村清次君 それではあとで又木村長官に御質問いたしたいとして、今回の一部改正におきまして、第五管区隊、第六管区隊というものが増設せられるという提案の内容になつてゐるようでございますが、この北海道及び宮城県のこの管区は、これは既設の隊に對しまして今回増設的な要素を含めた拡張、こういうような内容の設置でございませうか。

○説明員(増原恵吉君) 御説明を申し上げます。先般の通常国会におきまして予算審議その他の際に、及びこの法案審議の際に御説明を申し上げたところでございまして、本年度、二十九年年度の予算におきまして、陸上自衛隊は二万の増員をお願いいたしましたので、予

算の御決定を願いましたわけでございます。その際の御説明をいたしまして、二管区隊を増設をいたします。その一つは北海道に、一つは東北にという内容、実質上の御説明を申し上げたわけでございます。ただその際どこに管区總監部を置きますかという点につきまして、施設の利用その他いろいろの事情がございまして、先の法案並びに予算案審議を願つております通常国会中には、この第五、第六管区の總監部の所在地を決定できないような事情にございまして、そのため国会閉会中に管区隊を増設する場合には政令を以て行なうことができるという法律によりまして、管区隊増設令を定めまして、これによりまして、現在五管区隊と六管区隊を置いていたわけでございます。併しなからこれは次の国会に提出をして法律改正の措置をとらなければならぬということ、このたびこの法律をお願ひいたしましたわけでございます。二十八年度に比べますならば、もとより増設をいたしましたのであります。五管区隊、六管区隊を増やしなすようなわけでございませう。

○内村清次君 私が質問をいたしておりますことは、この五管区及び六管区の即ち隊の敷地ですね、そういうような問題につきましてはこれは新しい敷地を選んでやられたのか、或いは又既設のこれは規模は小さかつたけれども、管区という大きな部隊ではなかつたけれども、すでに既設の隊がそこにおつた所を、今度拡大して管区

をおきめになつたのかどうか、その点についてお伺ひしたい。

○説明員(増原恵吉君) この北海道に置きます第五管区につきましては、内容でありますものが大体從來ございまして、ただこの管区總監部を置きます北海道河内郡西村と言いますものが、これは通常帯広と言つておりますが、帯広の郊外で、村は川西になつております。これは從來部隊がございまして、但しこれを多少拡張いたしました。そしてここに管区總監部を置きたいということでございませう。第六管区のはうは現在増設令におきまして、臨時に置いておりますのは福島に置いておるわけでございます。これをこの法案によりまして多賀城に置こう、そして多賀城に置くまでの十二月十九日までの間は福島県信夫郡荒井村、これも福島県々々と呼んでおりますが、荒井村になるわけでございます。ここに置いてあるわけでございます。この荒井村は從來ありました所でございます。部隊があつたところでございます。併しなから多賀城は二十九年年度予算で、増設を認められました予算によりまして、只今建設中でございます。新しいものを……これが殆んどでき上りまして、二十日に移転できるといふ見込みでございまして、そこへ移転をいたして管区總監部をいたすわけでございませう。これは新設の場所でございます。

○内村清次君 そうしますと、多賀城のはうに二十日の日に移転の目安がつ

いた、併しこれはすでに自衛隊法が決定をされますあの十九国会ですか、あのときにはそういう管区總監部を置くというようないふ管区總監部を置くというわけですね。そうして用地の買収もその他も済んでおつたという、こういう状態ですか。

○説明員(増原憲吉君) 二十九年予算におきまして、陸上自衛隊の人たちを二万増員をする、そうして二管区増設をするという予算の御審議を願ひ、御決定を願つたその二万の内容は、二管区隊の増設になりまして、その内容の計画としてはこの多賀城の部隊を作るといふ計画があつたわけでございます。帯広を拡張するといふような予算があつたわけでございます。又一部米軍の接収してござりましたものを返してもらいました真駒内、千歳といふようなところへも部隊が入つてゐるわけでございます。これは二十九年予算で認められました増員のうちでございます。

○内村清次君 ところで十九国会におきましては、勿論これは二十九年の予算関係もそこを通らないと、あとのほうの増設といふことも、はつきりした拡充といふものがなされない、或いは又自衛隊法が通らないと、はつきりその監区の増設といふものもまた計画ではあつたけれども、置けないといふようなことで、この法案といふものを、閉会中といふような名目でこの政令を出され、そうして臨時国会の開催と同時に、十三条の規定によつて出した。そういう御事情でございませうけれども、北海道の分はこれは既設の隊がもうすでに現存して、それを拡大したのだ、こういうようなこと

であつたとすれば、これは何かここに第二の特別の理由があつたといふようなことに認められますか、どうですか。この点はどうかあなたのほうではお考えでしょうか。十三条の「特別の事由」といふようなことに該当するものであるか、そういう問題ですね。

○説明員(増原憲吉君) 先ほどの説明、私の言葉が足りなかつたのかも知れませうけれども、帯広の部隊といふものが現存しておるかといふような意味に受取りまして、これは現存してゐるものを拡充すると申したのであります。五管区隊そのものは全然新しくないのでございます。で、以前は北海道は管区隊としては第二管区隊一つでございまして、これは旭川に管区總監部がありまして帯広その他ずつと管轄をしておつた。それを切りまして、帯広方面から大休以東のほうを五管区隊にしたわけでございます。それでその五管区總監部を置く所は、従来部隊のあつた帯広に置くといふふうな説明を申上げたわけでございます。五管区隊としては全部新しいわけでございます。これは予算審議の際に五管区隊、六管区隊は増設をいたしたいと思ひますと、その意味で予算を提出し御審議を願つて、ただ五管区總監部をどこに置きますか、これがこの法律趣旨でございます。置きますが、これは当時まだ帯広でありましたが、河西郡川西村に置く或いは多賀城に置くといふことをきめていく状態にあつたわけでございます。その一つの理由は、今年の増強は北海道におきまして東北におきましても、米軍の使用しておる管舎を大返してもらつて使うといふことを主体としたしまして、管舎を建てるのは極く僅か

の予算をお願いしたわけでありまして、この返還の具体的な米軍との折衝に目をとらまして、例えば多賀城とありましますのは、私どもの当初の予定で、国会の御質問にお答えをいたしました。仙台北近で約四千人くらい管舎を返してもらいたいと思つておるというところを御説明をいたしたわけでありまして、これは我々の予定通り返つて参りますと、仙台北に六管区は置きたいといふ予定でおつたわけでありまして、北海道におきましても千歳と真駒内、これは予定以上に、一万数千入り得るようなものを返してもらつたわけでございます。そういうことと睨み合ひまして管区總監部を置く場所をきめなければならぬと申したので、先の国会開会中にはこれをきめることができなかった、こういう次第でございます。

○内村清次君 そうしますと、先の十九国会では大体予算を提出する根拠としては、二管区の増設と、而も又こういうような地域の問題は防衛庁のほうでも考えておつたのだけれども、まだ確定なその拠点をはつきりと出す段階ではなかつたんだと、こういうようなことに承つてよろしうございますね。

ここで国会の閉会中に政令をきめて、そして防衛庁のほうで方面隊等の名称及び所在地を変更する或いは又新設をするために、ただ国会の閉会中だけの名目にすることが、この「特別の事由」といふことに当る問題ですか。或いはどういふような場合に「特別の事由」といふ適用の方法がありますか。

○説明員(増原憲吉君) これは特別の事由によつて増設、廃止若しくは名称の変更その他の必要があるといふふうにかかるとあります。これは国会中でありましますならば、勿論特別の事由によつて増設、廃止をするわけではあります。理由なくやるわけではございませうが、それは法律によつてやります。その理由があつて、こういうものを増設、廃止、変更するものが閉会中であつた場合には政令によつてやることのできる、こういう趣旨のものでございまして、理由なく如何なる場合でも増設、廃止したわけではないといふふうにはこれは断つておるわけでございます。

○内村清次君 「特別の事由」の即ちその理由だ。「特別の事由」といふ所に字句を置いてあることは、何かここにこれは開会中であつたらうと、或いは閉会中であつたらうと、特別な即ち防衛庁なら防衛庁としての理由があるはずだ。それがその理由のために政令できめて増設をする、或いは変更するといふような場合に際しても、丁度それが開会中であつたり或いは閉会中であつたといふ場合もあるだらう。あるだらうが併しこの「特別の事由」といふ防衛庁自体から考えたその特別の事由のための増設及び変更といふようなことがありはしないかどうか、その点を私

は聞いてゐるわけですか。どういふような特別の事由といふものをここに列挙してあるか、これはやはり私が聞きたいのは、予算もかろうし或いは又は直ちに増設をするにしましても、或いは又はこれはただ変更するにしましても、相当なやはり準備期間も要することだから、その点ははつきりとやはり国会において、而も又できれば一つ開会中の国会を指してこういふようなことをきめてもらつて、そうして国会でこれをきめるといふふうなことが私は筋道ではなからうかと思ふんですけれども、ただ閉会中にこういふような一つの政令をきめて、直ちにその増設をする、変更するといふようなことは、どうも法に対して或いは又は国会に對ししても、防衛庁としては少し御考慮する点がありはしないか、だから何か特別な事由がなくてはならないはずだが、そういう特別な事由の列挙はどういふ点がございませうかと、こういう点を私は聞きたいんです。

○説明員(増原憲吉君) その点は御説明を繰返すようになるかも知れませんが、二十九年に於いて二管区隊を増設をして、これは大体第五、第六といふふうになり、第五は北海道に置き、第六は東北方面に置く、この経費は幾ら幾ら、どういふような組織編成になつて、どういふような御説明を申上げて、国会で予算の御承認を願つたわけでございます。ただその際に、管区隊増設といふ法律を出しますためには、五管区隊は總監部をどこに置くかといふふうには書き現わさなければならぬわけでありまします。それが先ほど申上げましたような理由によりまして、実質的な五管区隊、六管区隊は予

算議の際に御説明をし、御審議を受けて予算を御決定を願ったわけでありますが、そのどこに置くかということ、先ほど申し上げましたように、米軍の接収施設を返してもらうというように決定の位置がかかつて参りましたので、勿論これは国会閉会中にそういうことをきめたいと思つて折衝は鋭意いたしました、はつきりした妥結に至らぬといふ事か、そういうことでありまして、国会中にこの法律をおきめ願うことができなかった。併し實質的には予算審議の際にそういうことはお願いをして御決定を願つた、言わばこのどこに置くかということが、総監部の位置がこの法律としては出るわけであり、内容、實質は大抵三つの普通科連隊、一つの特科連隊、一つの施設大隊といふふうなものは、當時實質としての御説明をいたして予算の御承認を得た。その特別の事由といふのは、総監部の位置をきめるとか、利用管舎等の都合上先の国会中にはきめてなかつたといふので、法律に基きまして政令でお願いをした、こういうことでもあります。もとより将来におきましてはこういう問題は法律を以てやるのが建前であり、あらゆる勢力をいたしまして、将来増設等の場合には法律として出すことはもとより、この場合にもそのつもりでおつたわけであり、それができる、それができなかった、こういう事情でございます。

○内村清次君　そこで例えば、これは突込んだ話になるかも知れませんが、これも、特に増設をせなくてはならないといふような情勢が発生した、国内的にも情勢が発生した、そういう場合のときに、たゞ／＼国会は開催中ではな

かつたが、是非一つその管区の増設をやらなくちやならない、或いは又変更をやらなくちやならない、こういう場合といふようなことは想定されておりましたか。

○説明員(増原憲吉君)　御承知のように管区を増設いたしますのは相当の経費を要します。人員も増やさなければなりませんし、管舎等もたえこれ

といひましたも、今日は御承知のごとくこの臨時国会も非常に政局が大きく揺れておるといふ場合であり、この法律案が今国会中に成立しなかつたといふ場合のときには、この法律案が審議未了になつた場合のときにおいて、自衛隊法第十三条第二項によつて制定せられた管区増設令、この政令の効力といふものは一体どうなつて参りますか。

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○内村清次君　加えて……。例えばこの委員会は努力をしておるけれども、衆議院が解散になつてしまつた。こちらのほうは審議をやつてゐるのに解散になつた。そうすると、一院が解散された場合には、これは憲法上議院は閉会となるわけですか。そういう場合のときの適用も考えなくちやならないと思ふ。これはやはり同様だとお考え

○説明員(増原憲吉君)　政府の解釈といたしましては、その場合もやはり増設令は有効でありまして、次の国会に法律改正の措置をとるといふふうに考

も一つお聞きしておきたい。

○説明員(増原憲吉君)　政府の解釈といたしましては、その場合もやはり増設令は有効でありまして、次の国会に法律改正の措置をとるといふふうに考

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○内村清次君　その点はどうも私たちが解釈と少し考え方が違ふようでございます。それから、やはりこれは一つ法制局あたりを一通り見て頂いて、この問題の解釈をはつきりさせて頂きたいと思ふのです。それと申しますのは、第二項に「次の国会でこの法律を改正する措置をとらなければならぬ」、次の国会といふことはやはり一番最近の国会であつて、これが又その次の国会まで政令といふものの効力といふものがあつたらう、この点を明確にしておかないと、将来の問題となりますからその点委員長から一つ……。

○委員(荒木正三郎君)　承知いたしました。

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○内村清次君　この一部改正の法律については、内容につきましては別段あらはれないのですが、これに関連しまして只今の御説明を承つてゐるうちに気付きましたことを二、三……。

○野本吉吉君　この一部改正の法律については、内容につきましては別段あらはれないのですが、これに関連しまして只今の御説明を承つてゐるうちに気付きましたことを二、三……。

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○内村清次君　この一部改正の法律については、内容につきましては別段あらはれないのですが、これに関連しまして只今の御説明を承つてゐるうちに気付きましたことを二、三……。

○野本吉吉君　この一部改正の法律については、内容につきましては別段あらはれないのですが、これに関連しまして只今の御説明を承つてゐるうちに気付きましたことを二、三……。

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○内村清次君　この一部改正の法律については、内容につきましては別段あらはれないのですが、これに関連しまして只今の御説明を承つてゐるうちに気付きましたことを二、三……。

○野本吉吉君　この一部改正の法律については、内容につきましては別段あらはれないのですが、これに関連しまして只今の御説明を承つてゐるうちに気付きましたことを二、三……。

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○内村清次君　この一部改正の法律については、内容につきましては別段あらはれないのですが、これに関連しまして只今の御説明を承つてゐるうちに気付きましたことを二、三……。

○野本吉吉君　この一部改正の法律については、内容につきましては別段あらはれないのですが、これに関連しまして只今の御説明を承つてゐるうちに気付きましたことを二、三……。

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○内村清次君　この一部改正の法律については、内容につきましては別段あらはれないのですが、これに関連しまして只今の御説明を承つてゐるうちに気付きましたことを二、三……。

○野本吉吉君　この一部改正の法律については、内容につきましては別段あらはれないのですが、これに関連しまして只今の御説明を承つてゐるうちに気付きましたことを二、三……。

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○説明員(増原憲吉君)　今お述べになりました法律の効力は、次の国会でこの法律を改正する措置をとるといふふ

○説明員(増原恵吉君) これは我がほうの予算を以てまして例えは新しい所へ管舎をこしらえておくというふうな場合には向うの意思にかかわりなくやれるわけでございますが、向うの使つておるものを返してもらつてそこに入ろうというふうなものは、一応目算を立てておりました場合に、向うがどうしても事情上明けて返せないというふうになりましたためにまあそうなつたわけでございます。

○野本吉吉君 そうしますと、仙台へ設置しようと思つておつたのが管舎その他の都合がつかないので多賀城に新設する、仙台が明けば又仙台へ復帰ということになりませんか。仙台が明けば、向うで要らなくなれば、そうすれば多賀城から仙台へ復帰するということになりませんか。

○説明員(増原恵吉君) これは只今直ちに申上げかねる問題でございます。で、最初は既設の福島管舎のほうへ今増設令、政令によつては福島へ置いておるわけでございます、これは建設予定のものが多賀城にありましたので、多賀城へできれば持つて行こう。

この多賀城は将来といえども部隊としては存置するわけでございます。併し仙台の今米軍が使つておる管舎が明いて我がほうで使うことができるようになった場合には、仙台へ又総監部を移すということもあり得るわけでございます。現在必ず仙台が明けば持つて来るという決定はまだいたしておりません。あり得ることでございます。この場合も多賀城は部隊としては勿論使うというところで今建設をいたしておるわけでございます。

○野本吉吉君 私の申したいのは、その

ういうような場合にできるだけ我がほうの主体性においてものが考えられ、進められるようにしないという、やはり不必要な設備その他に浪費されるものができて来るのではないかと、心遣いからなんでございます。そういうような点については従来今私の申しましたような意味におきまして、向う側との折衝は進められておるわけでございまして。

○説明員(増原恵吉君) その点は国家財政の点から考えましても無駄のないようにということに常に考へておりまして、今米軍が使つておる管舎が相当にありますので、これは早速返つて来るものでありますので、自衛隊で使用可能になるものがたくさんあるわけでございますから、止むを得ず新設をする場合においてもこれと脱み合ひまして計画を従来といえども立てておるわけでございます。

○野本吉吉君 管区隊の増設と、それから整備、それから要員の充足の状況について伺ひたいのですが、管区隊は殖えた、けれども要員が充足されない、或いは整備が充足されないということになりませんか、設備の意味が相当薄くなつて来ると思ふのですが、その点についての見通し、現状はどうなつておりますか。

○説明員(増原恵吉君) 予算でお願ひをいたしましたこの増員の区分は、一般の増員を陸上二万を二十九年度お願いをして決定をしておりますが、これは年度当初に一遍にやるわけでございまして、大休三十年早々にこの増員分は入れるように予算を組んであるわけでございまして。それで只今募集をいたしております。これは適当な成績であり

まして十分要員を獲得できるわけでございまして。現在はいわゆる十三万という点から行きますと数が足りませんが、これは初めからの計画は三十年に入りまして新規増員分は入れるという計画で参つておりまして、この計画は大体予定通り進行いたしております。それから整備の関係は、現在はいわゆる火器類と申しますか、兵器類と申しますか、これは殆んど全部を米軍の援助によつております。これはやはり順調に米軍からの援助はこちらへ交付するという状態でございまして、この増設の実施の状況は円滑に進んでおります。

○野本吉吉君 只今の点、順調に進んでおるといふことでありますが、そこで私はそれと関連して一つはつきりお伺ひいたしておきたいと思うのですが、曾てこの委員会に保安庁から、例えばMSA協定に基づく供与兵器その他の詳細な数、金額というものが陸上、海上、それから航空という工合にして詳細に資料として提供されておるわけですか。この提供されたこの計画表によりまする資料、整備というふうなもの、今の管区隊の増設と関連しておる問題だと思ふのですがどうですか。

○説明員(増原恵吉君) どの資料でありますかあれですが、現状というのと将来もあらうものというふうに分けて申上げておるかも知れません。現状は当時ありましたもので、二管区隊増設をするために必要なものは順次米軍から交付を受けておる。その関係は順調に行つておる、こういうことでござい

○野本吉吉君 もうちよつとはつきり

したいのですが、例えばMSA協定に基づく供与の兵器として、火器類として拳銃が千六百、小銃が三万五千、機関銃が三千、機関砲が八十、無反動砲が八十四云々という数字が出ておりますね。この期待しておりました供与の装備というものがこの管区隊の増設と一つのものであるんじゃないかという私見方をするわけなんです。間違つておりますか。

○説明員(増原恵吉君) この前御要求を受けて差上げた今の資料は、恐らく現状当時今何保持しておるかという点ではなかつたかと思ふのでござい

すが、その時自衛隊が持つておるのは何ほかという御要求の資料であつたかと思つております。そのほかに二管区隊分のものをあらう、これはまだ管区隊の現実の増員というものは基幹の部隊が今できておるので、隊員はこれらの増員で入る分があるわけでござい

ます。そういうことと脱み合ひましてまだ全部は参つておりません。順次に順調に入つて来るといふ状態でござい

○野本吉吉君 そうすると管区隊の増設については只今申しましたようないろいろな装備の供与というふうなものを期待されておるのですね。その期待されておる装備の充足について、当局として自信がおりますかという

なりまするとこの委員会でも前に御質問があつてお答えをしたと思ひますが、海の関係が十七隻を期待いたしたものが、きまりましたものが七隻でございまして、あとはまだきまつておりません。なお私どもの要望のものをよこしてくるようには話し合ひを継続いたしておりますが、これは十七隻のうちきまつたものは七隻というふうな不成績を出しております。空のほうは大体予定のものが支給されるという見込みでこれも順調に経過をいたしております。

○野本吉吉君 それからもう一つ、管区隊の設置について伺ひしておきたいのですが、この種の問題につきまして、地域社会の設置反対、非協力というふうなことが従来起つておる事例が

ありますが、今度の二管区隊の増設について、そういうような点についてはどういう状態でござい

ますか。○説明員(増原恵吉君) 部隊を新しく置きま

す。○野本吉吉君 差当つて法の一部改正によりまする二管区隊の設置につきましては、そういう問題についてはそ

むずかしい状況にはないということである。

○説明員(増原恵吉君) 言葉の使い方により異なるが、反対はもとより部分的にございませうが、よく話をすれば大体的に円滑に達し得るのではないかと見通しをつけております。

○野本吉吉君 これは防衛庁だけの問題でありませんが、政府で民間の土地その他を買収する、或いは極端な場合は取用するというような場合に、ややもいたしますという、その一反価額幾らということ、仮に一反十万円ならば一町半買収するのだから百万円やつてしまえばもういいのだというように、非常に事務的にそういう買収のことが何かを取扱ひやすい傾向が私はあると思うのです。これは成るほど一反十万円だから一町ならば百万円あれば数字の上では解決がついておりますけれども、私が希望しますのは、単に金をやるだけでなしに、土地から離れ、生業から離れるものの将来の生活設計まで親切に考えてもらいたいということ、或いは大規模の建設で、或いは堤防の構築で、又この種の仕事で、私は感じさせられておる。防衛庁は将来やはりかような場合に相当遭遇すると思うのですが、私は事務的に金で処置してしまふということではなしに、地方民の将来これで生きられるという生活設計の指導という面まで政府は考えてやらなければいかんということを私は痛感しているのですが、それらのことについての御意見はどうですか。

○説明員(増原恵吉君) 御意見の点は非常に御尤もでございまして、やはりそういう将来の生活設計というふうな面ではやはり反対をされるわけですが、従いましてこの点は私もそうした土地の買収等に当ります場合には、現在まで地元、市町村等に御依頼をして、換地等を斡旋してもらつたり、全然土地がなくなるような人は適当な職を斡旋してもらつたり、これは地元の県、市町村等の御協力を願ひまして、土地を買ひますにしても、これは土地の価格というものは割合簡単に出るのではありませんが、離作補償、家屋の移転補償というふうな問題がいつもむずかしくなるわけでありまして、そういうような点に対しては地元の県、市町村等の御協力を得まして、今おつしやつたような趣旨に沿うように、遺憾のないように努力をして来ているつもりでございます。将来もその点は十分考えまして、遺憾のないようにしたいと考えています。

○野本吉吉君 もう一点、これは直接関係のないようなことですが、その後状況の私にこの際承知しておきたいので伺ひするのであります。例の防衛庁設置法の十九条に規定されているのですが、つまり「自衛官を内部部局において勤務させることができない」と。その後自衛官で内部部局に勤務するものがどの程度になつておりますか、わかりましようか。

○説明員(増原恵吉君) この十九条が審議されましたときに、自衛官を内部部局に勤務させるという点については二通りのことが論議されたように私は考へるものであります。自衛官でありまふものをそのまま、いわゆる制服を着たまま内部部局のいゝ／＼な、そうして自衛官の持つてゐる技術、経験等を活用するために、内部部局へ持つて来

て勤務させるというものと、自衛官を内部部局の課長とか局長とかいふふうな地位に据えるというふうな問題と二つあつたように思つております。

○野本吉吉君 もう一つ伺ひたいのですが、これはお耳きりになるかも知れませんが、私はそういう意味で申しているのじやない。つまり木村長官、増原次長その他の防衛庁の幹部のかが、自衛隊の充実それから自衛隊に自衛隊本来の使命を完全に果たすことができるように筋金を入れて行こうという点について、非常な努力をされておられますことはかね／＼十分承知いたしております。そのような努力をされておるときに防衛庁関係で新聞その他で報道され、又行政監察その他の面からも指摘されるような若干の事案が発生してゐる。私はこれらの事案の発生は十萬を超えまず自衛隊員に及ぼす精神的な影響は極めて大きいものであらうと思ひます。同時に長官や次長が折角苦心されておられます点が、それによつて非常に減殺される、実に私は遺憾なことだと考へております。それらの点につきまして防衛庁としてか

ような事態の再び発生しないように、どういふふうにお考えになり、どういふ措置をとられようとするかということ、この際はつきり伺ひたいとしておきますことが、先ほど来申し上げましたように自衛隊本来の使命を達成する上から言ひましても、又長官や次長の意図される点を遺憾なく下部に浸透させる意味から言つても極めて必要である、かように考へておりますので、それらのことについて当局のお考えをこの際承つておきたいと思ひます。

○説明員(増原恵吉君) 防衛庁或いは自衛隊の中からはいゝ／＼汚職等のごことが出ましたことは誠に遺憾至極で申訳のない事柄であります。この点につきましては長官就任以来機会あるたびに私どもに対してもその点について注意されておつたところであります。始終相當の努力を続けて参つて来たのであります。特に昨年から今年初めにかけてと申しますか、練馬等に相當数の不祥事件がありました機会を更にとらえて、全国的に組織的な監察審査の委員会を設けましたものを巡回せまして、これは幕僚長自身、幹部全部がそれ／＼の担当に従ひまして、単に調達経理の問題のみでなく、教育、訓練、編成、装備等全般に亘りまして正しく自衛隊が組織され、運営され、調達その他が適正に行われ、金銭、物品の会計が適切に行われているかどうか、若し欠陥があればどういふふうに直せばいいかということを中心として一月から三月に亘りまして徹底して行つてあります。これは陸海も行なつたわけでありまして、その結果に基きましてそれ／＼直すべきところを直し、これは大いに成果を挙げたわけでございます。

す。併し爾後、少数ではございませうが、そうしてこれは以前の者が行なつたというものが多かつたのであります。が、やはり不祥の事件が二、三ありましたので、当時の経緯で、更に整備拡充する意味で審査委員会を設けてもらうことにいたしました。この審査委員会ですうした全般の編成整備から教育訓練を含めた物品の会計経理、金銭、物品の会計経理を含めた全般の問題について審議をし、適切な監督と事前の適切な計画事後の遺漏のない処理等を行うように一段の努力を払つて行きたいというふうな措置を講じておる次第でございます。

○野本吉吉君 私が只今のような問題に触れましたのは、逐次高揚されつつある隊員の士気に影響を及ぼすようなことがあつては極めてこれは遺憾なことである、かように考へてお伺ひしたわけでありまして、只今伺ひますと極めて熱心にかような事態の再発に對してこれを防止する方策と考へがめらされておるということを伺ひまして安心をしたのであります。将来ともこの点につきましては十分お骨折を願ひまして、先ほど申しましたように、長官その他首脳部の意図の完全な浸透によりまして、現地部隊の士気がますます／＼高揚されますようにということとを念願してやまないわけでありまして、以上で私は終わります。

○内村清次君 木村長官に一つお尋ねしますが、この自衛力の増強について対米交渉の経過につきましては、八月九日の委員会で御説明があつたと、こう承つておりますが、残念ながら私はかの委員会に所屬しておりました

関係で、その自衛力の増強の点につきましての抱負を聞いておられません。で、私の聞こうといたしますことは、今回この吉田総理が外遊をせられましに、勿論これは内閣の方針でもございませぬが、一方アメリカにおきましてもやはりMSA協定の際において、まあその後の状況におきまして、日本の自衛力の増強という問題については相当強い要望を持つておられることを私たちは承わつておたわけです。そこでこの吉田総理が渡米中に、まあ政府のほうでは岡崎外務大臣も行かれた、或いは又愛知通産大臣も行かれた、こういうような政府の責任者のかたゝが渡米されて、恐らくこの自衛力の増強という問題に對しましては何かの話し合いがあつたのではないかと、私は、私ばかりではない、ほかにもそういうような考えを持つた人が多分にあるだろうと思つてすね。そこで外遊後におきましての吉田総理の言動は、これは同会の施政方針演説の中及びその後の質疑応答の中にも現れておりますけれども、これは直接この閣僚の一人といつたしまして吉田総理からアメリカの意向というものはこうである、内閣としてはこういうような考え方を持つておるのだというふうなお話がありましたかどうか。或いは又これに對しまして従来この増強の問題に對しましては防衛庁の長官としての御計画も漸次発表されておりますが、こういうような御計画に對しまして、それとの関連性をおつお聞かせ頂きたいと思つてます。

○国務大臣(木村篤太郎君) お答えいたします。先ずこの防衛力増強の問題についてアメリカと何らかの話し合いがあるのじやないかと、端的に言へばアメリカの要請でもあるのじやないかというふうにお聞きとりするのでありますが、さようなことは断じてありません。我々は独自の考え方で日本の防衛力を如何にして漸増すべきかという計画を立てておるのであります。従いましてアメリカと漸増問題については交渉はいたしてはおりません。漸増に基づく装備の点については勿論アメリカの援助を期待してはおります。この点についてはアメリカと交渉しております。

○内村清次君 そうしますと、防衛力増強の点について何らかの話し合いがあつたかどうかという点であります。私の聞き及んだところでは何らありません。この点につきましては昨日私も聞いておつたのであります。参議院の予算委員会において愛知通産大臣が明かに明言しております。なお吉田総理が帰朝後私に對して、アメリカと防衛折衝したということについては何ら語はしてはおりません。而してこの防衛力増強の点については、私は差当り三十年度において陸上自衛隊二万、海上、航空、おのゝこれは五、六千を増加させたい、こういう考え方を持つております。

○内村清次君 そうしますと、今回の外遊では吉田総理は何ら増強の問題に對しての約束はしてはおりません。それから同時に国内の自衛力の増強に對しては、これは日本が独自の考え方でその漸増の方針をとつて行く。この点だけは承わつてよろしうございませぬ。

○国務大臣(木村篤太郎君) え、。○内村清次君 そうしますと、お伺

いたしますが、三十年度に木村長官はその増強の数字だけはこれは御発表になりましたが、それ以後におけるところの増強計画というものは何らお立てではございませぬですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 御承知の通り防衛力の漸増ということはあらゆる面から検討しなければならぬので、先ず差当り人的資源を考えなければならぬ。財政的面からも考えなければならぬ。なほ防衛生産の面からも考へて行かなければならぬ。従いまして我々といひましては、先ず年度ごとには計画を立てることが妥当じやないかと、殊に私は常に言つておるのでありますが、兵器の進歩ということとは相当考へざるを得ない問題であります。端的に言へば、電波兵器などは将来大きな発達を遂げ得べきものだろうと私はこう想像してはおります。これらの点と考へ合せて、長期の防衛計画ということとは立つべき筋合いのものでないかと私は考へておる。従つて先ず三十年度に如何に増強すべきかということを立てて、それから徐々に計画を進めて行くことが妥当だといふので、その方針の下に考え方を進めておる次第であります。

○内村清次君 そうしますと、大臣はただこの自衛力の増強についても、まあ艦艇、それから航空機、或いは又その他飛行機ですね、この問題だけはアメリカとは、その増強に對する交渉をやつておるのだと、この点に對しまして先ほど同僚の野本委員からも質疑がございしましたが、只今増原次長のほうでは、艦艇が七隻ですか、これだけは決定したのですが、どうも艦艇の補充に對してはまだ思ふようではないというふうな御見解ですが、艦艇、及び航

空機、その他装備の關係に對しましてこの補充の關係は、大臣としてはどう考へてですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 艦艇の問題は、二十九年度においては十七隻アメリカから供与を受ける計画を立て、又アメリカの当局と話し合いを進めていたものであります。併しアメリカのいろいろの都合もあり、その結果差当り七隻をこちらへ供与を受けることが確定いたしておるのであります。あとものについてはなかに容易なものじやなからうと考へております。併し最近にもその点については話し合いを進めて、小艦艇は、或いは相当数供与を受け得られるのじやないかと考へておるのであります。これらの点についてははなお交渉を進めたいと考へております。

飛行機の問題については、この艦艇の補充の意味において、いわゆる対潜水艦作戦に使用すべき相当数の飛行機が供与を受けることに確定いたしてはおります。

そのほか航空機については、我々といひまして、アメリカのほうに只今交渉中であり、我々の考え方によつて、相当数入るのじやないかと、こう考へております。

○内村清次君 今日木村長官からの本会議における竹島問題に對しての答弁は、まあ何と申しますか、防衛力と申しますか、これに對する自信のなさをはつきり出してはおりますが、只今申されましたような、その艦艇の不十分という問題も、その防衛の不十分に対する一つの大きな要素というふうに認められますが、或いはこれは例えは内閣關係に對して、或いは又直接侵略

というふうな問題に對しての現在の装備力のその状況は、どう御判断になつていらつしやいますか。この点ちよつと……。

○国務大臣(木村篤太郎君) 海上であります。現在日本の主力をなすものは、フリゲート十八隻であります。これら十八隻については、無論装備その他十分とは言へませんが、言へませんが、訓練については相当高度に達してはおります。私は旧海軍時代に比較して、決して劣るものじやないと思つておる。射撃の率なんかにおきまして、非常な好成绩を挙げられております。これに立派な艦艇を与へれば、相当の實力を發揮し得るものと考へております。只今においても、このフリゲート十八隻は相當の實力を發揮し得るものと確信しておるのであります。併し飛行機については、只今アメリカとの供与方を折衝中で、ほつ／＼入つております。御承知の通り飛行機が入つても、これを立派に操縦するパイロットがなければ、何にもならぬ、私が物より人が先だといふことをいつも言つてはおります。船にしても、相當の年限がかります。飛行機においても、飛行機が来ただけでは何にもならぬ。これを使い得るパイロットを養成するのには、これ又相當の年限を要するのであります。只今のところでは、私は人員の養成というところに主力を置いてやつてはいるわけであり、従いまして現在の段階においては、私は艦艇はこれは先ず差し置いて、飛行機については確信はないと言つたのは、この意味であります。

○内村清次君 いや、それでまあ結論的に、あなたのその現在の防衛力に對しての御判断ですね、これでは、この種の防衛に對しては有効であるというような御判断はないでございましょうか。

○國務大臣(木村篤太郎君) それは陸上自衛隊につきましては相當の整備をしております。併し海、空については申すまでもなく極めて貧弱であります。確信はありませんが、従いまして現段階においてはアメリカ駐留軍によるこの海上部隊、及び航空部隊、その他に頼るよりほかに途はなからうかと私は考へております。

○内村清次君 最近新聞に載つておりましたことでは、矛盾自衛官制度ですね、この問題が大きく取扱われておつたようでございしますが、これは自衛隊法の第五章ですか、六十条から載つておりますが、この募集の状況です、ね、これに對しては、長官として、何かお考えがあるかどうか。又現在の状況は一体どうなつておるかという点の御説明をお願いしたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 予備自衛隊員の現在までの募集成績は遺憾ながら不良であります。これは十月一日から募集を開始しておりますのであります。現在までのところは、今申すように不良であります。これは一つは非常に宣伝、広報が足らぬのじやないかと考へております。今頻りにこの点について考慮をめぐらして、幸い最近に地方連絡部というのでございました、これと幕僚のほうを活用いたしまして地方の町村長その他に連絡をとり、又すでに隊から離れておる一般の旧隊員ら

に對して呼び掛けて行きたいと考へております。併し結果においては我々の想像しておるほど応募はないのじやないかと私は実は心配しておる。従いまして今後この予備自衛隊についてどうするかという点については、真剣に考慮を要する問題である。これに對する対策は今私は考へ中でありませう。まだ成案を得ておりません。

○内村清次君 その募集が非常に不成績だというその根拠は一体どこにあるのですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) これは想像でありませうが、一体、すでに隊から離れて職に従事しておるもの、これは矛盾自衛官になればやはり一定の期間隊に戻つて訓練を受けなければならぬ、従いまして就職しておるものは雇主との關係が非常にデリケートなつておる、それらの点が大きな一つの障害を來しておるものじやないかと想像しております。その原因についても目下調査中であります。

○内村清次君 只今までの募集された人員というものの数字はわかりませんか。これは政府委員でも結構です。

○説明員(増原憲吉君) 十一月十五日現在で二百五十一名程度でありまして、これは誠に不成績なものでございませう。

○内村清次君 これは木村長官はこの方法については考慮中だということでありませう以上、ここでどういふふうな計画をなさるか、だん／＼私が先ほど言ひましたように新聞ではその方法が書いてあるのです、そこで私は心配をいたしまして質問をしたわけです。具体的な方法は防衛庁では御計画なさつておるだらうというふうなことで心

配したわけですが、そうすると矛盾自衛官の人数は法律では一万五千人と、こきまつております、これをいつまでに一万五千人に充たさせなければならぬのですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) それは我が初めの計画は本年度、つまり来年の三月三十一日までを目途としてやつております。これから一つ馬力をかけてやつてみよう、こう考へてゐるのであります。

○内村清次君 それからいまい一つ重要なことだと思ひますが、どうも新聞にあなたの発言というものは重大に扱われるのだ、それというのがやはりこういうふうなことは徴兵制度にせなくちやいかんというふうなことをあなたがつていらつしやるが、それは本當の氣持ですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私は本當の氣持で言つてゐる。併しこれはこの予備自衛官制度とは全然關係はありませぬ。勿論この徴兵制度を布くということについては議論があります。殊に憲法改正の問題があります。あるが、憲法を改正しなくても徴兵制度を布き得るのだということを論じておるものもありませう。大体論としては憲法改正というものが本筋ではなからうか。そういう憲法改正の問題と噛み合つておる。それから私が徴兵制度が望ましいと言つたところで、これは實現できる可能性がありや否やということは大きな問題である。私個人としては徴兵制度を布いたらどうかという考へを持つておる、というものは、一休今の青年はどうであるか、非常に青年の精神が弛緩しておるのじやないかと私は考へてゐる。そこで申すまでもなく、終戦直後

においては青年が本當に寢食を共にして団体生活をする機会を得なかつた。そういう制度がなくなつた。我々の時代においては徴兵に行かなくても、大體において學校に寄宿舎というものがあつた。この寄宿舎において寢食を共にして団体生活を営み得た。この団体生活のいいところはどこかという、いわゆる互いに助け合う、親しみ合う、信頼し合う、これなんです。これが青年を育成する上においてどれくらい効果があつたか。私は今の時代になつて、この青年時代を回想して、よい団体生活をして來たということが考へ出される。そこで現代の青年の弛緩したやつを引締めて行くには、徴兵制度と私は考へて言わなければならぬ。一度は寢食を共にする団体生活をさせたらいいのじやないか、こう考へております。そこでいふ／＼のやり方もありませうが、先づこれを完全にやり得るものは徴兵制度じやないかと考へる。何も再軍備と連絡を持たせなくても、私は青年教育の一環として徴兵制度は望ましいことである、木村個人はそう考へております。

○内村清次君 この委員の中には、今大達文相も見えていらつしやるのですが、あなたの徴兵制度をやらなくてはならぬという根拠というものは、青年の団体生活だ、こういうふうなことをおしやつていらつしやるのですけれども、恐らくやはりあなたの徴兵制度の問題に對して一番衝擊をしてゐるのは學生です。學生は、やはり寄宿舎その他によつて団体生活を私はやつてゐるのだらうと思ふ。このやつてゐる過程におきましての団体生活の状況というものは、それは軍隊での団体生活

の状況とは或いは根本的に變つてゐるかも知れませぬ。昔の団体生活、徴兵のときの団体生活とは……併し、變つてゐるかも知れませんが、これはやはり民主主義下の団体生活である以上は、おのずから變ることは私たちは當然なことだらうと思ふのです。ただ昔のときの徴兵制度、昔のときの兵舎におけるところの兵隊の団体修練の場というものが、直ちに現在の學生に、特に多くは學生ですが、學生に必要だといふことは、私はもう少し大きなお考へを及ぼしてもらはないと大変なことになりはしないかと思つております。

併しこれはあなたも言つておられるように憲法改正がなくてはならない問題ですから、あなただけの御思想としては、これは私たちがそれを攻撃はしましても何れそれを制約するわけには行かん、御思想ですから。併しその点だけはやはりお考えになつての御発言でないか、やはり當の責任者である防衛庁の長官が、現在の予備自衛官の募集の不成績からして徴兵制度をしないかちやいかん、こういうふうな発言になつて來ますと、やはり刺激するところ、影響するところが非常に大と思ひます。この点は御注意なさつたほうがいいであらうと思ふのですがどうですか。なか／＼信念の強いあなたですが……。(笑聲)

○國務大臣(木村篤太郎君) 御注意誠に有難いのですが、併し／＼／＼考へて見るのに、我々の時代においては中學時代においては寄宿舎制度が布かれたのであります。現在どうですか。中學どころか高等學校でも大學でも殆んど、例にとれば東京大學の教養学部くらいの

の状況とは或いは根本的に變つてゐるかも知れませぬ。昔の団体生活、徴兵のときの団体生活とは……併し、變つてゐるかも知れませんが、これはやはり民主主義下の団体生活である以上は、おのずから變ることは私たちは當然なことだらうと思ふのです。ただ昔のときの徴兵制度、昔のときの兵舎におけるところの兵隊の団体修練の場というものが、直ちに現在の學生に、特に多くは學生ですが、學生に必要だといふことは、私はもう少し大きなお考へを及ぼしてもらはないと大変なことになりはしないかと思つております。

併しこれはあなたも言つておられるように憲法改正がなくてはならない問題ですから、あなただけの御思想としては、これは私たちがそれを攻撃はしましても何れそれを制約するわけには行かん、御思想ですから。併しその点だけはやはりお考えになつての御発言でないか、やはり當の責任者である防衛庁の長官が、現在の予備自衛官の募集の不成績からして徴兵制度をしないかちやいかん、こういうふうな発言になつて來ますと、やはり刺激するところ、影響するところが非常に大と思ひます。この点は御注意なさつたほうがいいであらうと思ふのですがどうですか。なか／＼信念の強いあなたですが……。(笑聲)

○國務大臣(木村篤太郎君) これは率直に申しますと、私はこれは完璧なも

ですね。そこで私が先ほど聞いたのは、若しもこの法律というものがこの

いうことが書いてあります。それでこの後段のこの場合において云々の規定

盾する範圍について政令は失効することとは当然でございます。併しなお次の

よつと読みとれないのではないか、むしろ「この場合においては、」という

のは、政府をしてなるべく早く次の国会で法律改正の措置をとれ、若しとなければ、政府は政治的な責任があることを規定しておくと見るべきではなからうか、例えば或る法律のうちの或る条文等は、その条文は、一年の間に法律でこれを改正する措置をとらなければならぬというふうにあつた場合でも、一年たつたからといって、その条文が効力を失うのではなくて、その改正の手續をとらなかつた政治責任は起ると思ひますけれども、当然に失効するところまでは、そういう場合には説めないのではないかと、うに考へますので、この自衛隊法第十三条の二項の規定からは、次の国会が解散等になつた場合に、当然にその政令の効力を失うというふうに積極的にはちよつと断めたいのではないかと、これとよく似た事例は、例えば閉会中に公務員の任命をして、本来であれば国会の承認を必要とするのに、閉会中であつたために公務員を任命したというふうな場合に、次の国会で承認が得られなければ罷免しなければならぬといふたようなはつきりした規定のある場合は、罷免の手續をとるべきであるといふふうに考へますし、又ややこれと似かよつたものとしては、在外公館に勤務する外務公務員の給與に関する法律の第九条というのがそれに類似した規定でありますが、この法律では、「最近の国会においてこの法律が改正されるまでの間、」という期間を限つて政令で定め得る規定を設けておりますので、これとやや似ておりますけれども、この場合は、その期間を明示しておる關係上、その期間が過ぎれば効力を失うのではないかといふた

ような解釈が立ち得ると思ひますが、本件は自衛隊法第十三条では、そういうたような効力を失うはつきりした規定がないので、これは政府に対して、次の国会で法律改正の措置をとれといふことを申したにとどまるものといふふうに解釈しております。

○内村清次君　そうすると、これは政府の手續上の問題を明示したのであつて、元來は政令で閉会中であつたならばきめてよろしい、それが主になるのだ、而もその政令では、次の国会にはそういう義務規定をここに置いて措置をとるが、国会のほうでこれに賛成するか或いは修正するか否決するかといふような問題が解決するまでは、何国会に亘ろうとも政令そのものは生きておるのだといふふうに解釈しますか。

○政府委員(林修三君)　結論としては大体そういうことになると思ひますが、これは先ほど申し上げました通りに、その次の国会で政府は改正措置をとれという、法律案を出せという義務を規定したのであります。その政令の効力の規定を害したのでございませぬ。従ひまして一般に政令の効力は、法律と政令の一般の關係で解釈される。政令と矛盾するやうな法律がきまる、或いは国会で確定した。こういうときにその政令が効力を失う、かようなふうには思ひます。

○内村清次君　ただ私が心配いたしましたことは、これは委員会に對しまして法律案としてこれが出て来たわけですから、委員会が即ち、何と言ひますか、他の院、例えば衆議院も關係があるでしよう、そういう問題で、委員会の審議がでなかつた、或いは又政府のほうでは、政令はもうすでに出して実施

してやつてゐるけれども、非常に提出が遅れて来たんだ、この委員会では審議の日程その他において審議ができないという状態のときに出来た、そういう法律の審議に一定のやはり目にも要することであるのに、そういうやうなことを勘案せずに政令を以てやることを、これをまあ重んずるといふやうな傾向になるようなことはないかどうか。

○政府委員(林修三君)　勿論一般に國民の權利義務、或いは國家の行政組織等に関連することは法律で定めるべきこととございまして、法律に特別の委任がない限りは政令等で定めるべきではないわけでありまして、特殊な場合を限りまして、又特殊の事由がある場合に、その限定してある範圍のことを政令で定めるということも、又場合にやつては止むを得ない場合があるわけでありまして、そういう止むを得ないことと見ました場合に、まあこういうことを私どものほうとしても認めてゐるわけでありまして、決してルーズに一般に法律で定めるべき事項を政令に委任するといふやうな考え方はとつておらないのでございまして、現在でもこういう種類の規定は二、三ございまして、いすれも大体私どもとして、どうも事情止むを得ないと思はれるものにつぎまして、国会閉会中の場合に委する、大体事項を限定して政令に委任するといふやうなことを、省との間で法案を作り出す場合においては、大体

そういう方針でやつてゐるわけでありまして、大休今私見しました範圍では、この種のものをきめておりますものとして、一ツは旅費の法律がございまして、旅費の法律で、国会閉会中に、例えば外國旅費でございまして、外國の為替相場が非常に変動したといふやうな場合に、どうしても旅費を變えなくちゃならぬやうな場合があつて、それから先ほどちよつとお話がありました在外公館に勤務する外務公務員の給与、これは外國の為替相場が變り、或いは外國の物価が非常に變動して、どうしても閉会中でも或る程度の政訂をしなければならぬやうな場合、或いは地方交付金というやうな場合、或いは地方交付金で、いろいろの地方の事情が起りまして、どうしても多少その金額を、單価を變更しなくちゃならないといふ、全体の額じやございませぬが、それその品目についての單価を多少變更しなくちゃならない場合が起つた、或いは契約等の關係で在外公館を増設して在勤体の額を新たに設定するといふ場合、そのくらいは実は今ございませぬ。特にこれはそういう事項を限定して規定しておる事項でございませぬ。

○委員長(荒木正三郎君)　ほかに御質疑ございませぬか。

○松本治一郎君　木村長官にちよつと尋ねたいのですが、私は一昨日午前三時ハンブルグからこちらへ歸つて来た。向うでドイツの選挙を見て来た。ヘッセンとバイエルンの地方選挙が行われておるから見て来てくれといふ、ストットホルムで開かれた平和會議に來たドイツの青年団員が、非常に再軍備反對の聲が強く、そういうこと

で選挙演説は賑わつておるのだ、応援とは言われないが見に来てくれなから。こういうことで、その青年につれられて行つた。ちよつと私が行つた日が、今世界で問題にされておるアウグスブルグという町で、このアウグスブルグという演説会場について言つと、木村長官、向うで言つと国防担当長官、この長官が演説をした。再軍備についての演説をやる、聴衆、なかなかすぐ青年が立ち上つてドイツに今必要なものは東西を一つにすることである。二つに分れたドイツは眞のドイツじやない。先づ一つにしな。二つに分けることは二人の親分を持つておることだ。一人の親分のために西ドイツの我々が犠牲を払わなければならぬ義務はないじやないか。若し再軍備の必要があるとするならば、一つのドイツにして、そして復興ができてその後のことである。ドイツは世界の人たちが認めておるやうに最高の技術を持つておる。若し国防に必要がありとするならば再軍備が必要とするやうな最高のものを造つて我々もやつて行く。アデナウアーはアメリカに何を話して来たかといふことを我々國民に話さないけれども、アメリカの古道具、イギリスの古い古しものを我々に与えて、そして我々を戰場にかり立てようとした。そういうことでは我々はいやだ。だから若し必要があるならば最高のものを造る。ドイツが復興して生活が豊かになつた場合に、強盜や泥棒が来るという場合には、我々の持つておる科学技術を總動員して再軍備してもいい。国防のほうに進んで行く。こういうことを言つておる。ところが木村長官に代る防衛担当長官、あなたはああいふ願色を

しないと思うのですよ。非常に興奮したなで、何を言おうと、こうやつたところが、青年がわ一つと立ち上つて、そして殴つたんでしよう、負傷までした。警官に助けられて逃げた。そこまです。ドイツも、日本の兄弟国であると思われているドイツも、再軍備反対の声が強くなつておる。だが歸つて来て、今日ここで自衛隊法の一部改正法律案が出されておる。ところがこの国会の開かれる前に、中間に、そういうものを作らなきやならん緊急な何か事情があつたかというのを聞きたい。

○国務大臣(木村篤太郎君) 今いろいろお話があつたから私からも……西ドイツは不幸にして二つになつた。これは何としても一つにするということ、ドイツ民一般の私は氣持だろと思ふ。お察しできる。併し日本はドイツと違つて二つに分れていない。我々といひましては何としても日本は戦争はすべきでないという信念は持つておる。これは戦争ほど悲惨なものはないと、国民一般周知の事実であります。

我々も戦争はすべきでないと思ふ。ただ日本の国が不当な侵略を受けた場合に、これを守つて行くだけの手当だけはおきたい。いわゆる国の防衛力というものは、これは独立国家として持つべきであらうということを考へておる。進んで戦争するといふような考へ方は少しも持つていないわけでありませう。これはいみじくも先月の八日であるでしようか、ソヴィエトにおいてあの記念日において、国防相のブルガーニンも言つてゐる。これは我々ソヴィエト国民も国家の防衛といふことについて十分な関心を持つてゐることを言つてゐる。父毛沢東首相にしても独

立国家である以上は当然防衛力を持つべきであると言ふ。我々の氣持もこれと同じなんで、独立国家である以上は何としても日本を守るだけの力は持つべきである。この信念からして我々は日本の防衛は如何にあるべきかという観点からいへば、計画を立ててゐるわけでありませう。今日のこの法案のももこれは御承知の通り、もうすでに昨年度の予算において認められたその予算の下にこの設置すべき場所を法律上の手当をしようといふことに過ぎないのであつて、結局はもうすでに予算において設置をされるべきものを不幸にして議會が開かれていない、それで政令を以て定めた、今度改めてこの国会においてこれを御承認を得ようといふことの手当をしてゐるわけでありませう。

○松本治一郎君 私はいね。今聞かうとしたことはそれだけ緊急な何か事態があつたのかどうか、それを聞かうとするのです。

○国務大臣(木村篤太郎君) 緊急と申しますのは、これはもうすでに国会において認められたものについての手当に過ぎない。改めて手当だけをお願いするわけでありませう。

○松本治一郎君 先に西ドイツは二つに分れてゐる、こういうお話でしたね。西ドイツが二つに分れてゐるのじやなくして、ドイツ国家が東西に分れてゐる。西ドイツは一つだとアデナウアーは考へる。ところがドイツの再軍備反対の人たちはね、西ドイツだけが祖国じやないといふんです。東西合はせて一つのドイツが我々の祖国だ。ところが今、日本のあなたたちの考へ方は、日本も二つに分れてゐると考へ

られてゐるんです。西ドイツが二つに分れてゐることを考へられるなら、日本も二つに分れてゐると考へられてゐるかどうか。それをお尋ねしたい。

○国務大臣(木村篤太郎君) 私がドイツの二つに分れてゐるというの、西ドイツと東ドイツの二つに分れてゐるということなんで、西ドイツが二つに分れてゐるということじやないんです。日本においても二つに分れてゐるとは考へてゐない。

○松本治一郎君 速記録を見ればわかりますがあなたは西ドイツが二つに分れてゐると、こう言われたんです。

○国務大臣(木村篤太郎君) それなればその点は言い誤りで訂正いたしました。

○松本治一郎君 そこで、日本が今の國民の経済力、負担力で再軍備をする力があるかどうかそれが問題なんです。今西ドイツで再軍備反対の声を挙げておる。今のままでは再軍備したところで、先ほども申し上げました通り、アメリカの古物、イギリスの使い古し、それしか我々は使ふことはできない。それじや国防にならない。それと同様に、先月私ら内閣委員が横須賀に参りまして、そうしてフリゲート艦を見せられた。あれが千四百トン、千六百トンだといふ。それに乗つておる人が話をすると、こういうものではどんなものが来ても負けまうよといふのです。而もこの船は日本を攻めるときはソ連に使はせて、戦争が終わつて、今度はソ連からそれを取上げて、日本にアメリカを守るために使はせようとしておる。そういうもので長官はやはり国防になると思はれるか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 私は大いに国防になると考へております。といふのは、今仰せのように、この船は完備だとは思ひません。併し御承知の通り船を動かすについては一番必要なものは人なんです。軍艦が幾らできてもこれを動かす者がいなければ、もの役に立ちません。そうしてこれを動かすだけの人を養成するといふのは相當な年月を要する。そんじよそこらのものを集めたところで、これは決してものの役には立たない。そこで今のこの完備でないフリゲートにおいても現在十八隻あるのであります。又そのほかに小艦艇もあります。これらについて十分不測の訓練をさせれば、いざという場合、今後財政力が強化されて船ができたときには、すぐに役に立つということが一帯効果的である。いわんやこのフリゲートにいたしましても、海岸の警備に十分に私は役に立つものであると考へております。その観点から言つて、これは十分間に合うということを上上げたのであります。

○松本治一郎君 それは何年後だと思ふのですか、役に立つのは。

○国務大臣(木村篤太郎君) この船は現在もうすでに訓練しておるものが役に立ちます。これは年々訓練をいたしますと、相當数になると私は思ひます。

○松本治一郎君 今日あなたは本會議で竹島問題に對して閣僚の質問に對してどういふ御答弁をされましたか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 私は、船のほうは相當訓練は進んでおる。併しながら、日本ではまだ爆撃機も戦闘機も持つてゐない。韓国においては相當

数の、殊にロケット砲弾を積んだ爆撃機を持つてゐる。遺憾ながらこれはいざという場合については確信がない、こゝに申し上げた。

○松本治一郎君 それでは国防には役に立たないといふことになるでしやうね、結論としては。

○国務大臣(木村篤太郎君) 国防に役立たないといふ点で申し上げるわけではございません。これはそれだから私は日本の国防力を漸増して行かなきやならんといふ点があるものであります。

○松本治一郎君 今長官の答弁の中で、國民の経済力が豊かになればといふ話です。ところが西ドイツの再軍備反対の人たちの声はそれと同一なんです。先ずベルリンのあの敗れたあとを見ろ、復興がまだできていないじやないか、どこもこも荒れ通した、だから先ず復興だ。こういう建前から再軍備の反対をやつてゐるわけなんです。経済力がよくなつてからといふことを向うも言つてゐる。あなたもそういう考へ方になつてゐる。こういうものを急がないでゆつくりやらしたらどうですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 現在の段階においてはこの程度が私は相當であると思ふ。これが経済力が増強いたしますと、もう少しあなたの今仰せになつたようななにも作りたいと考へております。

○松本治一郎君 今の國民の生活といふものはぐつとどん底に落ちてゐる。あなたたちにわからないかも知れんが、新聞の三面記事を読まれますとわかる。日ごとに殖えてゐるものは人生において悲惨事件中の悲惨事である一家

心中、一方では生活に窮して、悪いことではあるが強盗が殖えている、こういうものを先に防ぐ政治をやること

時休憩いたします。

午後五時二十八分休憩

とであるが、民生安定の政治である、こう思う。役にも立たない、韓国からやつて来られると応待のできない、交戦のできない、戦争はする

別に御質疑はございませんか。……

とがでない憲法がある。交戦しなさいとはいいません。役に立たないものを何千億という金をかけるよりも、先

「異議なし」と呼ぶ者あり」

ず国民生活安定のために振り向けられることこそが先決問題ではないかと、

「異議なし」と呼ぶ者あり」

直して、こういうことは急がれないで、もう通常国会も開近に迫っている、それまでおられるかおられないかはそれはわからないが、通常国会も開

「異議なし」と呼ぶ者あり」

近に迫っているから、こういうものはこの通常国会に出されることにされたらどうですか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○国務大臣(木村篤太郎君) この法律案は今申上げました通り、もうすでにきまつたものの手当をするわけです。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

それに過ぎないのであります。新たに予算を求めて増強するというような法案ではないのであります。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○松本治一郎君 だから今国民の生活を考えない政治はないのですから、先にきめて、これを承諾してくれということはどうかと思うのですよ。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○国務大臣(木村篤太郎君) これだけはおもうすでにきまつたことですから……

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○内村清次君 委員の数も定数に達しておりませんから暫時休憩して……

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(荒木正三郎君) 御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(荒木正三郎君) それでは暫

「異議なし」と呼ぶ者あり」

第一部 内閣委員会会議録第二号

昭和二十九年十二月六日【参議院】

挙手を願います。

「賛成者挙手」

○委員長(荒木正三郎君) 多数でございます。よつて本案は原案通り可決す

一四三三(第一四四三)(第一四四三)

○委員長(荒木正三郎君) 御異議ない

一、岩手山ろくに自衛隊演習地設置

「異議なし」と呼ぶ者あり」

一、恩給不均衡是正に関する請願

○委員長(荒木正三郎君) 御異議ない

一、恩給不均衡是正に関する請願

「異議なし」と呼ぶ者あり」

一、恩給不均衡是正に関する請願

○委員長(荒木正三郎君) 御署名漏れ

一、恩給不均衡是正に関する請願

「異議なし」と呼ぶ者あり」

一、恩給不均衡是正に関する請願

○委員長(荒木正三郎君) 御署名漏れ

一、恩給不均衡是正に関する請願

「異議なし」と呼ぶ者あり」

一、恩給不均衡是正に関する請願

○委員長(荒木正三郎君) 御署名漏れ

一、恩給不均衡是正に関する請願

「異議なし」と呼ぶ者あり」

一、恩給不均衡是正に関する請願

紹介議員 棚橋 小虎君

この請願の趣旨は、第一号と同じであ

第六二二号 昭和二十九年十一月三十

紹介議員 黒川 武雄君

この請願の趣旨は、第一号と同じであ

第六三三号 昭和二十九年十一月三十

紹介議員 白川 一雄君

この請願の趣旨は、第一号と同じであ

第六四四号 昭和二十九年十一月三十

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第一号と同じであ

第六五五号 昭和二十九年十一月三十

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一〇二号 昭和二十九年十一月三十日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 富山県新湊市六渡寺九五〇 笹谷秀虎外六十

八名

紹介議員 館 哲二君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一〇四号 昭和二十九年十一月三十日受理

恩給改訂に関する請願(三通)

請願者 徳島県板野郡川内村加賀須野一〇二ノ二 石

非黨一外五百九十四名

紹介議員 三木現吉郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一〇五号 昭和二十九年十一月三十日受理

恩給改訂に関する請願(二通)

請願者 兵庫県赤穂市加里屋前川清五郎外八百六十

六名

紹介議員 岡崎 眞一君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一四三三号 昭和二十九年十二月一日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 静岡県小笠原三笠村上西郷四、四五二 中山

吉平外八百七十五名

紹介議員 杉山 昌作君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一四四号 昭和二十九年十二月一日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 滋賀県大津市馬場東町小暮安水外二千五百名

紹介議員 村上 義一君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一四五号 昭和二十九年十二月一日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 長野県東筑摩郡筑摩地村 小野伝弥外千七十

九名

紹介議員 上條 愛一君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一四六号 昭和二十九年十二月一日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 長野県小県郡田中町一、二一七 小林斎外

五百七十一名

紹介議員 溝口 三郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一五三三号 昭和二十九年十二月一日受理

恩給改訂に関する請願(三通)

請願者 長野県小諸市田町乙一六一 宮内栄治外千百

五十八名

紹介議員 青木 一男君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一五四号 昭和二十九年十二月一日受理

恩給改訂に関する請願(二通)

請願者 愛知県蒲郡市竹谷町字江畑三八ノ一 松尾幸

治郎外六百五十一名

紹介議員 山本 米治君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一五七号 昭和二十九年十二月一日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 島根県松江市東本町六八 青山庸外二千六百

五名

紹介議員 小瀧 彬君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六八号 昭和二十九年十二月一日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 佐賀市赤松町龍泰寺小路二九九 松尾諒平外

五百八十六名

紹介議員 松岡 平市君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一七二号 昭和二十九年十二月一日受理

恩給改訂に関する請願(三通)

請願者 福島県河沼郡坂下町字松ノ目一、五七八 龍

川七蔵外三百六十六名

紹介議員 松平 勇雄君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一七三三号 昭和二十九年十二月一日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 高知市追手筋六九 溝

淵潔外千五百八十七名

紹介議員 入交 太蔵君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一七四号 昭和二十九年十二月一日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 兵庫県加東郡社町田中堀内喜代治外七百十二

名

紹介議員 鹿島守之助君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一七五号 昭和二十九年十二月一日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 長野市西後町 長尾重

郎外四百五十五名

紹介議員 池田宇右衛門君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一七六号 昭和二十九年十二月一日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 静岡県富士宮市阿幸地一七六ノ二 上杉増太

郎外七十八名

紹介議員 高瀬莊太郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一八四号 昭和二十九年十二月一日受理

恩給改訂に関する請願(三通)

請願者 静岡県島田市河町一、八六九 大石広二

外二千五百九十五名

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九三三号 昭和二十九年十二月一日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 兵庫県加西郡加茂村西

鰻坂七六七 中村茂雄

外四百八十二名

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九四号 昭和二十九年十二月一日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 群馬県前橋市高田町四

七二 狩野六平外五百

八十九名

紹介議員 鈴木 強平君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二〇二号 昭和二十九年十二月一日受理

恩給改訂に関する請願(三通)

請願者 長野県諏訪町茅野町

一、三七五 土橋好美
外三千九十七名

紹介議員 羽生 三三君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二〇三号 昭和二十九年十二月一日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 愛知県半田市北大股町

四六 鈴木順治郎外百七十二名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二〇四号 昭和二十九年十二月一日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 名古屋市中川区下之一

色町字千湯庄内川堤防
一五六 後藤邦四郎外
六十二名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二〇九号 昭和二十九年十二月一日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 千葉市夷隅郡興津町一

〇〇 山口仁作外三百七十七名

紹介議員 川口為之助君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六五号 昭和二十九年十一月三十日受理

恩給法中一部改正に関する請願

請願者 鳥取県東伯郡東伯町字

徳万六三三 新諦五郎
外五千七百四十三名

紹介議員 三好 英之君

現行の恩給法では旧軍人軍属の恩給と一般公務員との恩給が著しく不均衡であるから(一)旧軍人軍属の恩給基礎在職年に一般公務員同様一年以上の勤務年数を通算されるよう改訂すること(二)現在引き続く七年以上の勤務のみが通算される(三)失権未裁定者の加算所遇(現在は一切不遇)を既裁定者(最短期間まで認め)同様に取り扱われるよう改訂せられたいとの請願。

第一〇六号 昭和二十九年十一月三十日受理

恩給法中一部改正に関する請願

請願者 福島県伊達郡保原町

佐藤保吉

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

第二〇八号 昭和二十九年十二月一日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 東京都練馬区立野町九
〇三ノ八 上野勘一郎

外三百六十四名

紹介議員 黒川 武雄君

現行恩給法は、一般公務員と旧軍人、軍属との間にいちじるしく均衡を失しているところがあるから(一)旧軍人、軍属及びその遺族の恩給年額を一般公務員並みに是正増額すること(二)旧軍人軍属及びその遺族の恩給年額は、一般公務員の年額より四号係引き下げられている(三)公務員扶助料算定の倍率を一般公務員並みに是正すること(四)一般公務員は一率に四十割であるが旧軍人軍属は最高二十六・五割最低十七割である(五)通算を一般公務員同様に改訂すること(六)加算は未裁定者に対しても既裁定者と同様に恩給最短期間達するまで認めること等の実現を図られたいとの請願。

第二二二号 昭和二十九年十二月一日受理

日受理

岩手山ろくに自衛隊演習地設置反対の請願

請願者

岩手県岩手郡滝沢村大字滝沢字菓子 女鹿忠
外千四百九十七名

紹介議員 小笠原二三男君

岩手県滝沢村に位置する岩手山ろくの最高千二百万坪、最低八百万坪を自衛隊演習地とする計画のもとに本年三月以降防衛庁が県当局と接衝を重ねているが、当該地域にはすでに約五百戸の開拓者入植しておりさらに同地域は、岩手山ろく開港計画の国営事業地域であると同時に集約酪農地域でもあり、また盛岡市外四箇村の放牧共有地であるため演習地として接収されると既存農家と開拓者の生活を破壊することになるから、国会において善処せられた

いとの請願。

十二月六日日本委員会に左の事件を付託された。

一、自衛隊法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十一月三十日)

昭和二十九年十二月十六日印刷

昭和二十九年十二月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局